

平成29年3月17日

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に伴う軽井沢町の方針

国では、平成28年12月26日に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を公布、施行いたしました。

この法律は、観光及び地域経済の振興に寄与し財政の改善に資する目的が掲げられているものの、一方でカジノ施設の設置が可能となることから、ギャンブル依存症の誘発や反社会勢力の関与等に関する懸念が示されております。

軽井沢町では、これまでの町づくりにおいて、清らかな環境と風俗を守り、かおり高い伝統と文化を育てまいりましたので、引き続き善良なる風俗を維持し緑豊かな高原の自然をまもりながら国際親善文化観光都市の建設を最優先する必要があるため、これらをふまえ下記のとおり対応するものとします。

記

特定複合観光施設区域の整備について、推進しないものとする。